

令和5年4月20日

公益社団法人 全国消費生活相談員協会
理事長 増田 悦子殿

学校法人服部学園
理事長 服部浩美

申入書に対する回答

2023年3月23日付貴法人の申入書に対して、下記のとおり回答します。内容確認のほどよろしくお願いいたします。

1. 当学園が運営する、御茶の水美術学院で使用している「入学要項」ならびに「入学申込書」に記載している以下の条項の使用の停止について

記載条項

入学要項「学費に関する注意事項」

○一度納入した学費は原則として、返金しません。

入学申込書「入学誓約書」

1. 本学院により勉学の継続に支障があると判断された場合には、通学停止や退学処分を受けても異議を申し立てません。
2. 自らの疾病や障害、不注意などに起因して本学院内外にて生じた事柄に関し、本学院に対し、責任を求めることはいたしません。
3. 本学に納入した授業料については、入学要項に記載の場合を除いて返金されないことについて確認、了解いたしました。

【回答】申入れの理由1. 2. 3. 4. の内容を受け、以下のとおり対応します。

- (1) 条項の使用を停止し、入学要項、入学申込書より削除する。
- (2) インターネット上の表記についても、同様に削除する。
- (3) 入学要項、入学申込書の刷り直しを行う。
(3) について印刷物を添付します。

以 上

【本件についての連絡先】

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 2-3

学校法人服部学園

電話：03-3294-4612

FAX：03-3293-8739

E-mail：